

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

茨城県つくば市

2 構造改革特別区域の名称

万葉の里つくばあぐり特区

3 構造改革特別区域の範囲

茨城県つくば市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) つくば市の概要

つくば市は、茨城県南西部に位置し、県庁所在地の水戸市から南西約 50 km、首都東京から北東約 50 km、新東京国際空港（千葉県成田市）から北西約 40 km の距離に位置し、北には水郷筑波国定公園に指定されている関東の名峰筑波山がそびえ、東には我が国第 2 の湖霞ヶ浦が広がっている。

また、首都圏の過密緩和等を図るため建設された筑波研究学園都市により市内には、数多くの研究機関が立地するとともに、現在、平成 17 年秋に開通予定のつくばエクスプレスやこれに伴う沿線開発および首都圏中央自動車道の建設など、新たな都市基盤の整備が進められている。

(2) つくば市の農業の現状

つくば市の農業は、小貝川や桜川を始めとする中小河川の両岸に広がる水田地帯において稲作が行われるとともに、市北西部を中心に芝の栽培が転作田や畑地で広く作付されているが、長年の作付けによる品質の低下、需要の低迷により優良芝「つくばグリーン」への改植を進めるほか、芝の代替作物の一つとしてブルーベリーを市の振興作物と位置づけし普及振興を図っている。

その他の作物では畑地において、ほうれん草・ネギを始めとする野菜が栽培され、立地条件を活かした「食と農」交流協定による生協との契約栽培や、直

売所・青空市で、地産地消への取り組みや生産者の顔が見える販売が行われている。

しかしながら、近年の長引く景気の低迷や、農業従事者の高齢化、担い手不足などの理由により年々耕地利用率が低下するとともに、耕作放棄地が増加する状況となっている。

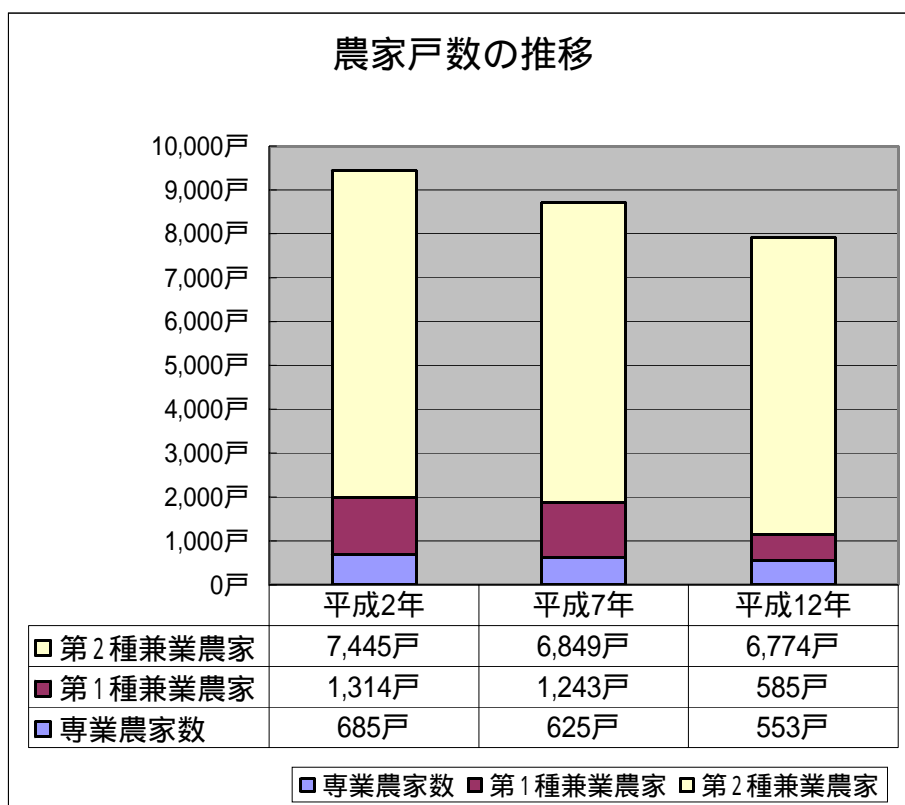
(3) 担い手の高齢化及び減少

本市における農家戸数は、農林業センサスでは平成2年には9,444戸であったが平成12年には7,912戸となっており約17%減少となっている(図1)。農業従事者数は平成2年に7,442人であったが、平成12年には4,067人で約45%減少となっており、農業従事者が急速に減少している。

また、60歳以上の担い手が占める割合は平成12年現在69.7%となっており、平成2年と比較して約21%増加するなど著しく高齢化が進んでいる(図2, 3)。

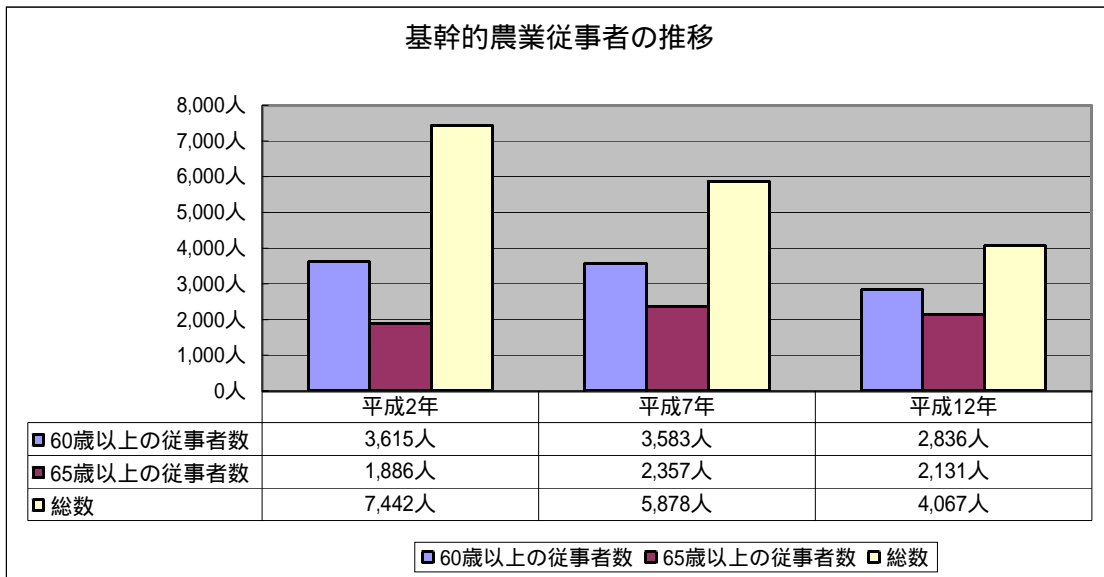
今後も、農業従事者の高齢化や担い手不足が進むことが予想され、本市の農業の維持発展を図るためには、新たな担い手の確保・育成が急務となっている。

(図1)



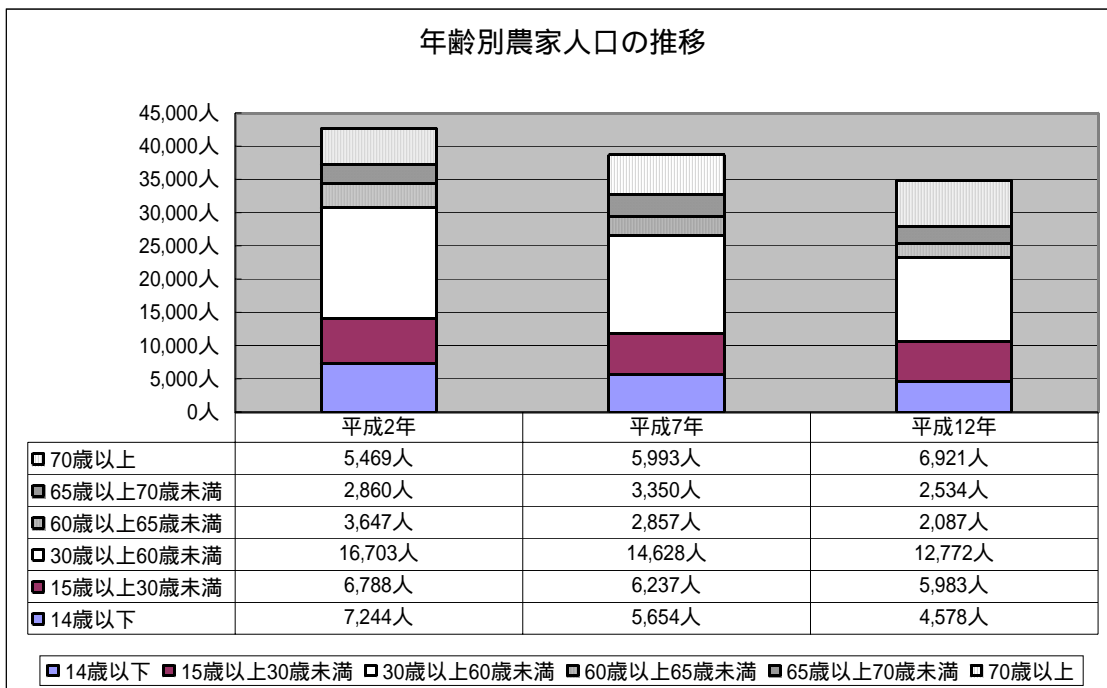
(農林業センサスより)

(図 2)



(農林業センサスより)

(図 3)



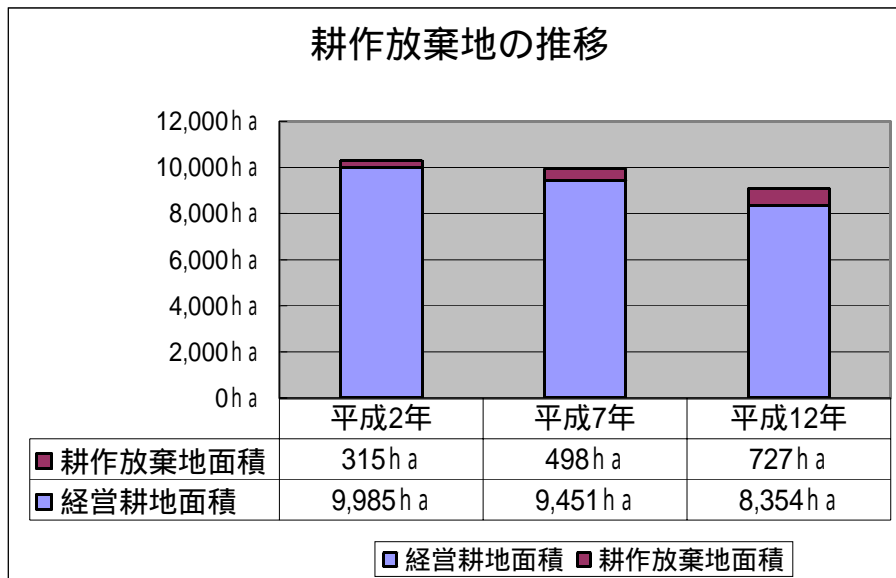
(農林業センサスより)

(4) 耕作放棄地の現状

本市では、農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化による農業経営の規模縮小などにより耕作放棄地が年々増加している。平成12年の耕作放棄地面積は727haで、耕地面積に占める割合は8%となっている。また、平成2年と比較して412ha増加している(図4)。担い手の脆弱化という傾向は将来的にも変わらないことから、耕作放棄地や不作付地が益々増加することが予測される。

耕作放棄地の増加は、雑草の繁茂や病害虫を発生させるだけでなく、地域農業の継続を困難にさせるとともに、農村環境にも悪影響を与えることが懸念され、その発生防止と有効活用は緊急の課題となっている。

(図4)



(農林業センサスより)

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業構造については、戦後の驚異的な経済成長に伴い農業者の農外への流出が進み、昭和40年代初めに本格化した筑波研究学園都市の建設により兼業化が進行し、恒常的勤務による安定兼業農家が大勢を占める状況に至っている。

今後つくばエクスプレスの開通による沿線開発や東京への通勤時間の短縮により都市化の様相を強めることによって農外への就業機会が増加し、農家が規模縮小や離農への意向を強めると考えられる。

また、農業従事者の急速な高齢化や規模縮小などにより、農地の流動化が急速

に進む可能性を秘めており、この可能性を意欲と能力のある担い手の経営の規模拡大に結びつける必要がある。

このためには、本市の農業構造は大きな変革が必要であり、将来の農業の安定的生産及び地域農業の活性化のためには、農業への新たな参入者を創出する必要がある。農地法の特例措置を活用することにより、農業生産法人以外の法人が農業に参入し農業経営を行うことは、新たな担い手の確保と耕作放棄地の有効活用につながるもので意義あるものとする。特定事業の成果は、耕作放棄地の発生防止はもとより、農地の有効利用が図られることにより持続的な生産活動が可能となるだけでなく、貴重な地域資源である農地が持つ多面的機能の維持にもつながる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市の農業の振興と地域の活性化を促すため、特定事業「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業」を導入することにより、新たな担い手の確保と農地の有効活用を図ることを目標とする。

具体的には、

- (1) 農業生産法人以外の法人による農業参入を認めることにより、新たな担い手の確保が図られ、担い手不足による農地の遊休化を防止するとともに、農地の多面的機能の維持及び地域農業の活性化を図る。
- (2) 農業生産法人以外の法人による農業参入によって新規就農者の確保、また、農繁期におけるパートなどの新たな雇用の拡大を図る。
- (3) 平成17年開通予定のつくばエクスプレスによる集客を考慮し、グリーンツーリズムによる都市住民との交流促進、体験農園や観光農園など消費者との交流促進の場を提供することにより、地元農産物の販売増加を促し、農業者の所得向上を図る。
- (4) 消費者が求める「安心・安全」な農産物を提供するため、有機農業などの環境にやさしい循環型農業を推進するとともに、地元農産物の地産地消を推進していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農業生産法人以外の法人が農業に参入することにより、様々な経済的社会的効果が期待される。

- (1) 新たな担い手の創出

担い手の減少や高齢化が続いている中で、農外から新たな担い手の確保が図られ、耕作放棄地の有効活用や遊休農地の発生防止が可能となる。

耕作放棄地解消面積目標	平成 17 年	7ha
	平成 21 年	100ha

(2) 地域における雇用機会の創出

法人が農業に参入することは、新規採用やパートなどの新たな雇用の機会を創出することが可能となる。

新規雇用者目標	平成 17 年	2 人
	平成 21 年	13 人

(3) 交流人口の拡大による農産物の販売向上

体験農園や観光農園などを通して消費者との交流が図られることにより、直売所などで地元農産物の販売が増加することが見込まれ、平成 21 年には、年間 2 億 4 千万程度の売上増が見込まれる。

(4) 新規就農者の拡大

株式会社などの法人が農業に参入することは、地域における雇用機会の創出とともに、新規就農者などの研修受け入れ先としての機能も期待でき、新規就農の促進につながる。

新規就農者目標	平成 21 年	25 人
---------	---------	------

(5) 農地の多面的機能の維持

耕作放棄地は雑草の繁茂による害虫の発生など周辺環境に与える影響が大きく、法人による農業参入は農地の有効活用につながるとともに農地が持つ多面的機能の維持にもつながる。

8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業(1001)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市の農業は、農業従事者の高齢化及び担い手不足、さらには、都市化の様相を強めることにより、離農や経営面積の縮小をする農家が増加する傾向にある。これらの理由により年々耕作放棄地が増加している状況である。本市では、担い

手の確保及び耕作放棄地の解消、発生防止に向け防止に向けて取り組みを実施してきているが、特定事業を円滑に推進し事業効果を最大限に発揮するため、関係機関が一体となって事業の推進に取り組むこととする。

(1) 農地流動化対策

農業従事者の高齢化及び農家戸数の減少など、農地の貸付希望者が年々増えることが予想される。現在、認定農業者を中心に農地の集積を実施しているが、今後も農地の流動化に取り組むことにより、安定的な農業経営体の育成と、耕作放棄地の発生防止に努める。

(2) 新規就農対策

本市は、温暖な気候や、交通体系の整備により大消費地に近いなど農産物生産に恵まれた環境条件にあるため、新規就農を希望する人が年々多くなってきている。高齢化が進行し担い手の減少が続く中で、農外からの若い人材を次世代の担い手として確保することも必要であることから、市としても、新規就農対策として受け入れ体制の整備を推進していく。

(3) 耕作放棄地対策

農業従事者の高齢化や担い手不足により、今後も耕作放棄地が増加すると予想される。耕作放棄地の発生は持続的な農業生産を阻害するだけでなく、雑草の繁茂による害虫の発生など周辺環境にも悪影響を及ぼしている。今後、市としては、既存の事業や新規事業を講じながら耕作放棄地の解消に取り組み、農地の有効利用を図っていくこととする。

(4) つくばエクスプレス開通関連事業との提携

つくばエクスプレス開通に伴い、本市では様々なイベントや事業の実施が予定されている。特区の認定後は、これらの関連事業と提携しPR活動を実施するなど、この特定事業の促進を図っていくこととする。

(別紙)

1 特定事業の名称

(1001) 地方公共団体及び農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 農地の貸付主体：茨城県つくば市

(2) 農地の借受主体：つくば市内で農業を行おうとする農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画認定日

4 特定事業の内容

農業生産法人以外の法人の農業参入により、本市農業の振興及び活性化を図ることを目的に特定事業の導入を図る。

特定事業は、実施主体であるつくば市が農地の所有者から借地した農地を特定事業の実施により耕作を行う法人に賃貸する。また、つくば市は特定事業の実施により耕作を行う法人と特区法に基づく協定を結び、事業の円滑な実施を確保することとする。

なお、参入する法人の要件は、法人に農業担当役員が1名以上いることとし、当該担当役員が法人の農業に150日以上従事することとする。また、農地が農業のために有効活用されるため、市と法人との間で協定書を締結するものとする。農業に必要となる農地の取得は、市が農地所有者から借り受け、法人に貸し付ける方法によるものとする。

当初に、農業参入を予定している「有限会社みずほ」は、地域の生産者で組織する「生産者みずほ会」と連携して、平成2年度から農産物の直売所を開設・運営している。平成10年度には堆肥舎、加工・食材供給施設を整備するとともに、消費者ニーズに対応した農産物を販売するため、消費者モニター制度を導入し、安心・安全な農産物を提供している。特定事業導入後は、イチゴ及びヤマブドウを中心とする観光農園を主体とした農業経営を実施する。当該地域は、平成17年開通予定のつくばエクスプレスの駅及び常磐自動車道のI・Cから至近距離にあるなど地理的条件に恵まれておりさらなる集客が期待できる。

当初参入予定法人

- ・有限会社 みずほ

事業区域

- ・茨城県つくば市の全域

事業開始

- ・平成17年8月

認定日以降のスケジュール

- ・賃貸借契約に伴う賃借料の予算化（平成17年6月）
- ・賃貸借契約の締結【つくば市 農地所有者】（平成17年7月）
- ・賃貸借契約の締結及び協定書の締結【つくば市 法人】（平成17年8月）

5 当該規制の特例措置の内容

本市の農業において、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加は深刻な問題である。平成2年に7,442人であった基幹的農業従事者は平成12年には4,067人まで減少し、60歳以上の従事者が占める割合も、平成2年に48.6%であったものが、平成12年には69.7%まで増加している。また、耕作放棄地は、平成2年に315haであったが、10年後の平成12年には727haになっており2倍以上まで増加している。これらの傾向は今後も続くことが予想される。

本市の認定農業者数は、現在125経営体であるが、認定農業者自身の高齢化や野菜などの集約的農業を営む経営体が多くなってきており、現在の担い手だけでは農地を受けきれない状況となっている。

区分	経営耕地面積 (ha)	耕作放棄地面積 (ha)	耕作放棄地率 (%)
平成7年	9,451	498	5.0
平成12年	8,354	727	8.0

区分	農家戸数(戸)	農業従事者数(人) 下段：65歳以上	比率(%)
平成7年	8,717	5,878 2,357	40.1
平成12年	7,912	4,067 2,131	52.4

このようなことから、本市としては、農地の効率的な活用を図るため、農業生産法人以外の法人が農業へ参入することは、耕作放棄地の発生防止や地域農業の振興及び地域の活性化につながると判断したものである。

これにより、農業の新たな担い手として企業の持つ経営ノウハウと労働力の有効活用によって、農業の担い手不足を解消するとともに、耕作放棄地等の有効活用を図る。

さらに、つくばエクスプレスの開通、首都圏中央連絡自動車道の進展は、生産者と消費者との距離・時間を大幅に短縮させ、農業生産法人以外の法人が農業参入する機会の拡大、新規雇用の創出に寄与するものと考えられる。